愛知県インターネットモニタリング事業業務委託
公募型企画提案実施要領

1　提案を求める趣旨

本業務は、インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、社会問題化しているため、県政に関するインターネット上の風評や悪質な書き込み等の実態を把握し、即座に対応判断を実施できる体制を構築することや、今注目されている・盛り上がっている内容を把握し、県としてより効果的な情報発信に繋げることを目的に、モニタリングを実施する。

本件は、この業務を遂行するための企画提案（以下「提案書」という。）を求め、この提案書を審査して委託業者を決定するものである。

2　提案の審査の方法

公募により、一定の参加資格を有する業者から下記委託業務等に関する提案を受け、「愛知県インターネットモニタリング事業業務委託企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書の審査を行い、最も優れた内容の提案を行った者（最優秀企画提案者）と次点を決定する。

3　委託業務の内容等

⑴ 業務名

愛知県インターネットモニタリング事業業務

⑵ 契約期間

令和８年 12 月１日から令和９年３月 31 日まで

⑶ 委託業務の仕様

別添１「愛知県インターネットモニタリング事業業務委託仕様書」のとおり

⑷ 委託金額

3,960,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

4　企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定するものに該当しない者であること。

⑵　愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を、企画提案参加表明書提出期限から提案書提出期限までの期間内に受けていないこと。

⑶　当企画提案募集の開始日から提案書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑷　提案書提出期限において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和８年４月～令和 10 年３月）に記載された者のうち、業務（大分類）「03. 役務の提供等」に登録されている者であること。

5　企画提案への参加表明及び辞退

企画提案の参加を希望する者は、様式１「企画提案参加表明書」に必要事項を記入し提出すること。また、企画提案参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式２「辞退届」を提出すること。

⑴ 企画提案参加表明書の提出受付期間

令和８年 11 月 18 日（水）午後３時まで

（ただし、閉庁日を除き、受付時間は午前９時から午後５時までとし、最終日は午後３時までとする。）

⑵ 提出先
愛知県総務局総務部デジタル戦略課情報システム室
情報管理グループ（愛知県自治センター10 階）
住　所　〒460-8501　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１－２
電　話　052-954-6114（担当　小島）
メール　web@pref.aichi.lg.jp

⑶ 提出方法
上記提出先への持参もしくは郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とし、発送と同時に送付した内容を上記メールアドレス宛てに電子メールにより送付すること。

⑷ 参加資格審査結果通知
参加資格審査の結果は、令和８年 11 月 24 日（火）までに通知する。

6　本委託業務及び企画提案に関する質問

⑴ 受付期間
令和８年 11 月 16 日（月）午後５時まで

⑵ 提出方法
様式３「質問書」の形式で作成し、電子メールにて送付すること。
メールの件名は「愛知県インターネットモニタリング事業業務委託に関する質問」とすること。

⑶ 提出先アドレス
web@pref.aichi.lg.jp

⑷ 質問に対する回答方法
全ての質問に対する回答を取りまとめたうえで、令和８年 11 月 17 日（火）を目処に、愛知県公式 Web サイトに掲載する。

⑸ その他
受付期間経過後の質問、参加資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

7　提案書の作成内容等

1 者 1 提案とし、日本語で簡潔明瞭に専門知識がないものにもわかりやすい表現で作成すること。

⑴ 提案書の形式
Ａ４（縦横は問わない）、横書き、左綴じ、２穴綴じ穴付きとし、華美にしないこと。
目次や図表等の資料を含めて合計 15 ページ以内とする。

⑵ 提案書の章立て
別添２「最優秀企画提案者決定基準」の評価要素の項目にそって、以下の章立てで記述すること。参考として記載内容の例を示す。

項番	章立て	記載内容（例）
1	提案の基本方針	本業務に対する理解、インターネットモニタリングに対する基本的な考え方、提案全体の特徴・訴求ポイント　等
2	業務実施体制	体制図、要員の経験・資格・技術領域、バックアップ体制　等
3	インターネットモニタリング	モニタリングの対象、モニタリング対象メディア、投稿の感情分析、モニタリング実施方法、モニタリングデータの抽出、システム使用及び使用方法の助言・支援
4	モニタリング結果の報告	モニタリング結果の報告方法（頻度、報告内容）、緊急時の対応　等

5	助言・支援	特定の投稿に対する反響予想、リスクアセスメント、情報発信対応時の注意点に関する助言　等
6	情報セキュリティ	情報セキュリティに関する実施体制、実施手順　等
7	引継ぎ・情報管理等	運用資料・設計書・手順書の整備、業務継続性を確保するための対応　等
8	実績・独自提案	官公庁・自治体・公共性の高い組織へのモニタリングの運用実績、改善提案、新しい技術動向への対応　等
9	提案価格	－

本業務の一部を再委託する予定がある場合には、提案書の「２　業務実施体制」内で再委託する業務内容及び再委託先を明記すること。

専門用語、略語等については、提案書の末尾にアルファベット、五十音の順に用語の意味を簡潔にまとめた用語集を掲載すること。

社会的価値の実現に資する取組について、様式４「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」に必要事項を記入し提出すること。

⑶　提出部数

ア　提案書

・　製本　７部（正１部、副６部）
　副６部については、提案者名及び再委託先を表示しないこと（マスキング処理可）
・　電子データ（ＣＤ－Ｒ）　１部

イ　様式４「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」

・　正１部、副６部
　副６部については、提案者名及び再委託先を表示しないこと（マスキング処理可）

⑷　提出先

５⑵に同じ。

⑸　提出方法

上記提出先への持参もしくは郵送等により提出すること。郵送等の場合は提出期限必着とし、提出期限に到着しない場合は失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電子メールにより送付すること。

⑹　提案書の提出受付期間

令和８年 11 月 26 日（木）午後３時まで
（ただし、閉庁日を除き、受付時間は午前９時から午後５時までとし、最終日は午後３時までとする。）

⑺　その他

提出後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

８　提案書の審査

⑴　選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「選定委員会」を設置する。

⑵　審査方法等

上記７で提出された提案書について、形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。

ア　形式審査

提出書類受理後、提出書類に不備がないか審査を行う。

イ　選定委員会による審査

審査は、提案書に基づく審査により行う。
なお、審査の経過など審査に関する問合せには応じない。

９　審査結果等の通知

⑴ 時期

令和８年 11 月下旬に電子メールにより選定審査の結果を通知する。

⑵ 失格

以下の項目に該当した企画提案参加者は、失格とし、その旨を通知するものとする。

ア　４の企画提案参加資格を満たしていないと認められたとき。

イ　虚偽の記載をするなどの不正行為があったと認められたとき。

10　全体スケジュール

11 月 11 日(水)	公告
11 月 16 日(月)午後５時	質問受付期限
11 月 17 日(火)	質問回答
11 月 18 日(水)午後３時	参加表明書提出期限
11 月 24 日(火)	参加資格審査結果通知
11 月 26 日(木)午後３時	企画提案書提出期限（辞退届提出期限）
11 月下旬	選定委員会による審査及び選定結果通知
12 月 1 日	契約締結見込み

11　その他

⑴ 守秘義務

本案件において、県から提供を受けた文書及び知り得たことについて、第三者に漏らすことを禁じ、本提案以外の目的に使用してはならない。

⑵ 経費の負担

提案に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とする。

⑶ 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、本業務委託先の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。

⑷ 留意事項

本提案の審査は委託予定業者内定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には、仕様書及び企画提案書の内容を踏まえて協議を行い、調整の後、双方合意に至った場合に委託契約を締結するものとする。

なお、最優秀企画提案者との調整が不調に終わった場合は、次点の者と協議調整する。